

学校評議員

2020.6.11

「学校評議員」という制度がある。平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして、この制度が導入され、平成12年4月から実施されている。

学校評議員とは、学校運営に関して意見を述べる人員のことである。学校には、その学校の設置者（教育委員会など）の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べるができる。

学校評議員の委嘱は、その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、その学校の設置者が行うとされている。学校評議員については、一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるとされているが、設置者の定めや校長の判断により、学校評議員が一堂に会する「学校評議員会」などの会合を通じて意見が述べられることもある。

学校評議員の制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるために設けられた。この制度がスタートしてから20年になる。すっかり定着した制度となった。多くの学校に導入されている制度ではあるが、すべての学校というわけではない。私が教頭で赴任した町の中学校には、この制度はなかった。校長で赴任した町の小学校にもなかった。いずれにも共通していることは、その代わりの役割以上の機能を有する町の組織があったことである。

公立学校については、平成16年9月から、地域住民や保護者などを委員（構成員）とする「学校運営協議会」を、個別の学校ごとに教育委員会の判断に基づいて置くことが可能な制度ができている。一般的には、「コミュニティ・スクール」と呼ばれているものである。福島県では、今年度より、湖南高校、西会津高校、川口高校に学校運営協議会が設置されている。令和3年度以降も川俣高校、猪苗代高校、只見高校にも順次導入される。

学校評議員と学校運営協議会制度は、その目的や性質が異なり、学校運営協議会は、地域社会の意思に基づく学校運営のために一定の権限を有している。学校評議員の制度により、学校は、保護者や地域住民の意向を把握、反映し、その協力の下で学校運営を進めることができる。また、学校運営の状況を周知することで、説明責任を果たすことができる。

学校評議員は、校長の求めに応じ、学校の教育目標及び計画に関する事、教育活動の実施に関する事、学校や地域社会との連携に関する事などについて、意見を述べるができる。しかし、校長や教育委員会の行う学校運営に直接関与したり、拘束力のある決定をしたりするものではない。一方、一定の権限を持つのが学校運営協議会である。

本校では、昨日、今年度の第1回学校評議員会を開催した。3人の評議員の方々に授業を参観していただき、生徒の様子を見ていただいた。また、今年度の学校として取組について説明し、ご意見を頂戴した。新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の対応についても説明し、学校の現状を理解していただいた。3人の評議員の方々からは、それぞれの立場や視点から今後の指針となるご意見をいただくことができた。

本校の学校経営・運営ビジョンには「地域」や「社会」という言葉が入っている。本校は地域に愛され求められる学校を目指している。学校評議員制度は、地域社会に開かれた学校づくりを進めるために必要なものとして定着している。